

5 高土政第 1420 号
令和 6 年 3 月 15 日

土木部各課長
様
各土木事務所長

土 木 部 長

「週休 2 日制モデル工事」実施要領の一部改正について（通知）

このことについて、高知県土木部における「週休 2 日制モデル工事」実施要領（平成 29 年 10 月 2 日付け 29 高土政第 671 号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、この「週休 2 日制モデル工事」実施要領については、高知県土木部が発注する建設工事（建築工事を除く。）に適用するものとします。

改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

- （1）原則、全ての工事を「週休 2 日制モデル工事」の対象としました。
- （2）社会的要請により早期の工事完成が必要な工事等（緊急応急工事を含む。）については、「週休 2 日交替制モデル工事」の対象としました。

2 施行日

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用します。

3 その他

令和 6 年度国土交通省の積算基準改定に伴う補正係数の改定等については、別途、準備ができしだい通知します。

（問い合わせ先）
土木政策課 契約担当
TEL：088-823-9813
技術管理課 設計基準担当
TEL：088-823-9826

「週休2日制モデル工事」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、現場閉所により4週8休を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」(以下「**2日制モデル工事**」という。)と技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日を確保する「週休2日交替制モデル工事」(以下「**交替制モデル工事**」という。)を実施するにあたり必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 対象工事は、高知県土木部が発注する次に掲げる工事(建築工事を除く。)のいずれかとする。ただし、現場施工が7日未満の工事については対象外とする。

(1) 2日制モデル工事

原則、全ての工事。

(2) 交替制モデル工事

社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事(緊急応急工事等)で現場閉所ができない場合、又は受注者から交替制モデル工事で実施する旨の申出があった場合(別紙2参照)において、発注者が適当と認めた工事。

(対象期間)

第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。また、交替制モデル工事においては、施工体制台帳上の元請及び下請の工期(工事着手日から工事完成日までの期間)とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

(休工日の確保)

第4条 休工日の確保は、次に掲げる内容とする。

(1) 2日制モデル工事

ア 受注者は、工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。

イ 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合の4週8休も対象工事として認めるものとする。

ウ 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合の4週8休も対象工事として認めるものとする。

(2) 交替制モデル工事

受注者は、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態にしなければならない。

(実施方法)

第5条 第2条により対象とした工事は、別途、土木政策課が行う実施状況に係る調査の際に、所定の様式により報告するものとする。

- 2 発注者は、対象工事の実施にあたって、特記仕様書に2日制モデル工事の対象である旨を明示（別紙1参照）するものとする。
- 3 受注者は、施工計画書の提出時に対象工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議する。
- 4 受注者は、対象工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。（別紙3参照）
- 5 対象工事ごとの実施方法については、次のとおりとする。

(1) 2日制モデル工事

- ア 土日を閉所日とすることを基本とし、対象期間で4週8休となる工程表を作成する。
- イ 受注者は、第4条第1項(1)イの規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に確認票等の書面（情報共有システム又は電子メールを含む。）で提出するものとする。
- ウ 受注者は、第4条第1項(1)ウの規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに確認票等の書面（情報共有システム又は電子メールを含む。）により発注者に報告するものとする。
- エ 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。
- オ 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

(2) 交替制モデル工事

- ア 施工計画書に技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制や休日確保状況を証明する方法を具体的に記載する。
- イ 受注者は、技術者及び技能労働者が休日を確保したことが確認できるように工事日誌等と併せて技術者及び技能労働者ごとの休日が確認できる資料（別紙5参照）を作成し、発注者に提出するものとする。
- ウ 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

(経費の負担)

第6条 対象工事にあつては、別紙4に掲げる4週8休の補正を行ったうえで発注するものとし、施工後に達成状況を確認し、4週8休に満たない場合及び交替制モデル工事に変更となった場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

2 対象工事ごとの実施方法については、次のとおりとする。

(1) 2日制モデル工事

対象期間の現場閉所日数の割合（現場閉所率）を確認し、4週8休（28.5%）に満たないものは、経費等の補正を行わない。

(2) 交替制モデル工事

対象期間に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（休日率）を確認し、4週8休（28.5%）に満たないものは、経費等の補正を行わない。

3 祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休日とした場合についても、現場閉所率又は休日率に含めるものとする。

（工事成績評定）

第7条 対象工事のうち4週8休を達成した工事については、「創意工夫」の「その他」項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても減点を行わない。

（アンケート調査等）

第8条 発注者が対象工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

（その他）

第9条 対象工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、平成29年10月2日から施行する。

附則

この要領は、平成30年10月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和4年7月1日から施行し、同日以後に積算を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和5年7月1日以後に積算を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和5年10月1日以後に積算を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

第〇条 「週休2日制モデル工事」の実施について

本工事は、「週休2日制モデル工事」実施要領における「2日制モデル工事」の対象工事である。詳細については、下記ホームページに掲載する同要領を参照すること。

高知県土木部土木政策課ホームページ

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/>)

なお、発注時において労務費等を補正済みであり、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合及び交替制モデル工事に変更となった場合は、該当補正分を減額して契約変更を行うものとする。

※契約後（工事着手前）に、発注者が交替制モデル工事が適当と認めた工事については、『2日制』を『交替制』に替えて、変更契約時に記入すること。

技術次長	技 査	課 長	チーフ	担当

工事条件変更等確認要求書

令和〇年〇月〇日

高知県知事 様

(受注者)

印

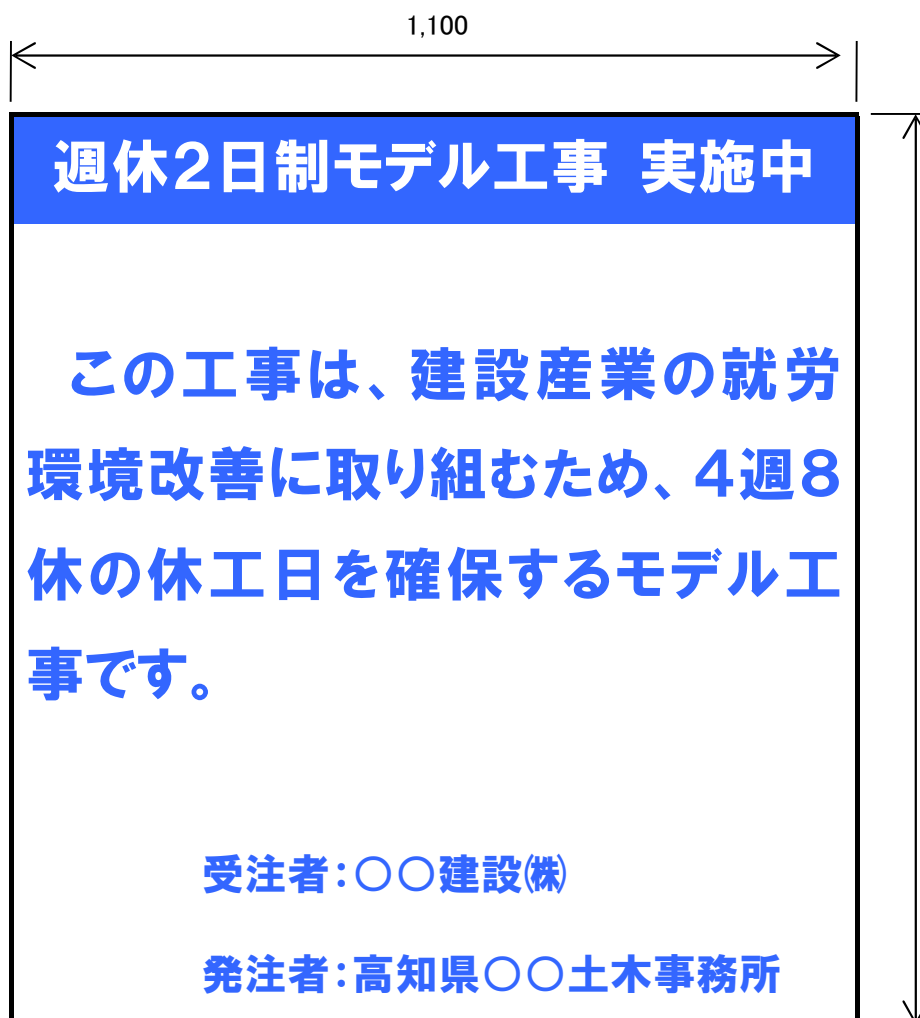
建設工事請負契約書第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。

1 工事名 (工事番号)	県道〇〇線道路改良工事 (〇〇 第〇〇号)
2 工 事 場 所	高知県 〇〇市 〇〇町 〇〇
3 工 期	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日
4 変 更 事 項	建設工事請負契約書第 18 条第 1 項第 4 号による。
	<p>具体的事項 (必要に応じて図面、写真を添付して説明すること)</p> <p>特記仕様書第●条の規定により「2日制モデル工事」とされているところですが、・・・(理由を記載)・・・のため、「交替制モデル工事」を実施したいので、確認をお願いします。</p>
<p>うえのことについては、次のとおり措置して下さい。</p> <p style="text-align: right;">令和〇年〇月〇日</p> <p>(受注者)</p> <p>株式会社 〇〇建設</p> <p>代表取締役 〇〇 〇〇 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p>	
<p>5 変更事項に対する措置方法 (図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と書く)</p> <p>上記事項について適当と認めますので、施工計画書提出時に交替制モデル工事に対応した工程表を監督職員に提出してください。</p> <p>(変更の必要性が認められない場合：上記事項について適当と認められませんので、特記仕様書に記載のとおり、施工計画書提出時に2日制モデル工事に対応した工程表を監督職員に提出してください。)</p>	

注 1 受注者は「4 変更事項」までを記入したものを3部作成して監督職員に2部提出する。

2 監督職員は記入事項を確認のうえ「5 変更事項に対する措置方法」を回議、押印のうえ受注者に1部送付し、各々が相手方押印のあるものを1部ずつ保管する。

(掲示例)



※受注者は、工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする。

※交替制モデル工事の場合は、「週休2日**交替制**モデル工事」と表示するなど、「交替制」であることを明示する。

※上記は掲示例であり、看板のサイズや文面を指定するものではない。

週休2日制モデル工事における経費等の補正係数について

		2日制モデル 工事補正係数	交替制モデル 工事補正係数	
		4週8休以上※2	4週8休以上※2	
労務費※1		1.05	1.05	
機械経費（賃料）		1.04	—	
共通仮設費		1.04	—	
現場管理費		1.06	1.03	
市場単価 （土木工事標準積算基準）	鉄筋工	1.05	—	
	ガス圧接工	1.04	—	
	インターロッキングブロック工	設置	1.02	—
		撤去	1.05	—
	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	—
		撤去	1.05	—
	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	—
		撤去	1.05	—
	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	—
		撤去	1.05	—
	防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	—
	防護柵設置工（落石防止網）		1.03	—
	道路標識設置工	設置	1.01	—
		撤去・移設	1.04	—
	道路付属物設置工	設置	1.02	—
		撤去	1.05	—
	法面工		1.02	—
	吹付砕工		1.03	—
	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	—
	道路植栽工	植樹	1.05	—
剪定		1.05	—	
公園植栽工		1.05	—	
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	—	

		2日制モデル 工事補正係数	交替制モデル 工事補正係数	
		4週8休以上 ^{*2}	4週8休以上 ^{*2}	
	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	1.04	—	
	橋面防水工	1.02	—	
	薄層カラー舗装工	1.01	—	
	グルーピング工	1.01	—	
	軟弱地盤処理工	1.02	—	
	コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)	1.01	—	
市場単価 (港湾請負工事積算基準)	底面工	1.04	—	
	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01	—	
	支保工	1.05	—	
	足場工	1.03	—	
	鉄筋工	1.05	—	
	吊鉄筋工	1.05	—	
	型枠工	1.04	—	
	コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.05	—
		ポンプ車打設以外	1.05	—
	止水板工	1.05	—	
	上蓋工	1.05	—	
	伸縮目地工	1.03	—	
	係船柱取付	1.05	—	
	防舷材取付	1.05	—	
	車止・縁金物取付	1.05	—	
	係船柱撤去	1.05	—	
	防舷材撤去	1.05	—	
	車止撤去	1.05	—	
	電気防食取付	1.05	—	
	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05	—	
	防砂目地板取付工(水中施工)	1.04	—	
	吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)	1.04	—	
	港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)	1.04	—	
ペトラタム被覆	1.05	—		

		2日制モデル 工事補正係数	交替制モデル 工事補正係数	
		4週8休以上 ^{※2}	4週8休以上 ^{※2}	
	現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)	1.05	—	
	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.05	—	
	かき落とし工	1.05	—	
	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04	—	
	汚濁防止枠設置・撤去	1.03	—	
	灯浮標設置・撤去	1.04	—	
	汚濁防止膜 保守管理	海上目視点検作業船あり・水 中目視点検	1.01	—
		海上目視点検作業船なし	1.05	—
	異形ブロッ ク製作	型枠工	1.05	—
		コンクリート打設工	1.05	—
給熱養生		1.04	—	

※1 週休2日の補正対象は、公共工事設計労務単価(51職種)、船団長及び潜水世話役とし、それ以外の労務単価については補正対象外とする。また、工場製作等に係る労務費についても、補正の対象外とする。

※2 4週8休以上：現場閉所率又は休日率 28.5%以上

現場閉所率又は休日率は次式により算出する。

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数／対象期間内の日数×100(%)

休日率＝対象期間内の休日総数／対象期間内の総日数×100(%)

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は要領第3条による。

※休日率は、施工体制台帳上に記載の必要がない場合(建設工事の請負契約に該当しない等)、経費の補正対象でない場合、現場施工が7日未満の場合等は、算出の対象としない。

【参考：公共工事設計労務単価（51 職種）】

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
04	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
05	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
06	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
07	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
08	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水士	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手（特殊）	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手（一般）	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導警備員B

「週休2日制モデル工事」実施要領新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、<u>現場閉所により</u> 4週8休を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」(以下「<u>2日制モデル工事</u>」という。)と<u>技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日</u>を確保する「<u>週休2日交替制モデル工事</u>」(以下「<u>交替制モデル工事</u>」という。)を実施するにあたり必要な事項を定める。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 <u>対象</u>工事は、高知県土木部が発注する次に掲げる工事(建築工事を除く。)のいずれかとする。ただし、現場施工が7日未満の工事については対象外とする。</p> <p>(1) <u>2日制モデル工事</u> <u>原則、全ての工事。</u></p> <p>(2) <u>交替制モデル工事</u> <u>契約後(工事着手前)に、社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事(緊急応急工事等)で現場閉所ができない場合、又は受注者から交替制モデル工事で実施する旨の申出があった場合(別紙2参照)において、発注者が適当と認めた工事。</u></p> <p>(対象期間)</p> <p>第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。<u>また、交替制モデル工事においては、施工体制台帳上の元請及び下請の工期(工事着手日から工事完成日までの期間)とする。</u>ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。</p> <p>(休工日の確保)</p> <p>第4条 <u>休工日の確保は、次に掲げる内容とする。</u></p> <p>(1) <u>2日制モデル工事</u> <u>ア</u> 受注者は、<u>対象</u>工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、4週8休を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」(以下、「モデル工事」という。)を実施するにあたり必要な事項を定める。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 <u>モデル</u>工事は、高知県土木部が発注する次に掲げる工事(建築工事を除く。)のいずれかを<u>対象</u>とする。ただし、現場施工が7日未満の工事<u>又は社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事(緊急応急工事を含む。)</u>については対象外とする。</p> <p>(1) <u>発注者指定型</u> <u>発注者がモデル工事の実施を指定する工事。なお、請負対象金額1,000万円以上(第6条に規定する経費補正前の額とする。)の工事については、原則、発注者指定型の対象とする。</u></p> <p>(2) <u>受注者希望型</u> <u>受注者がモデル工事の実施を希望する工事(第5条第2項に規定する特記仕様書の記載がない場合であって、工事着手前に受注者からモデル工事の実施について協議があり、適当と認めた場合を含む。)</u></p> <p>(対象期間)</p> <p>第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。</p> <p>(休工日の確保)</p> <p>第4条 受注者は、<u>モデル</u>工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。</p> <p><u>2</u> 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむ</p>

<p>現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉鎖するものとする。</p> <p><u>イ</u> 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合の4週8休も<u>対象</u>工事として認めるものとする。</p> <p><u>ウ</u> 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合の4週8休も<u>対象</u>工事として認めるものとする。</p> <p><u>(2) 交替制モデル工事</u></p> <p><u>受注者は、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態にしなければならない。</u></p> <p>(実施方法)</p> <p>第5条 第2条により、<u>対象</u>工事の対象とした工事は、別途、土木政策課が行う実施状況に係る調査の際に、所定の様式により報告するものとする。</p> <p>2 発注者は、<u>対象</u>工事の実施にあたって、特記仕様書に<u>2日制</u>モデル工事の対象である旨を明示(別紙1参照)するものとする。</p> <p><u>3</u> 受注者は、施工計画書の提出時に<u>対象</u>工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議する。</p> <p><u>4</u> 受注者は、<u>対象</u>工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。(別紙3参照)</p> <p><u>5</u> <u>対象工事ごとの実施方法については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 2日制モデル工事</u></p> <p><u>ア</u> 土日を閉鎖日とすることを基本とし、対象期間で4週8休となる工程表を作成する。</p> <p><u>イ</u> 受注者は、第4条第1項(1)イの規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に確認票等の書面(情報共有システム又は電子メールを含む。)で提出するものとする。</p> <p><u>ウ</u> 受注者は、第4条第1項(1)ウの規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに確認票等の書面(情報共有システム又は電子メールを含む。)により発注者に報告するものとする。</p> <p><u>エ</u> 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。</p> <p><u>オ</u> 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。</p> <p><u>(2) 交替制モデル工事</u></p> <p><u>ア</u> <u>施工計画書に技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制や休日確保状況を</u></p>	<p>を得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合の4週8休(<u>受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。)</u>も<u>モデル</u>工事として認めるものとする。</p> <p><u>3</u> 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合の4週8休(<u>受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。)</u>も<u>モデル</u>工事として認めるものとする。</p> <p>(実施方法)</p> <p>第5条 第2条により、<u>モデル</u>工事の対象とした工事は、別途、土木政策課が行う実施状況に係る調査の際に、所定の様式により報告するものとする。</p> <p>2 発注者は、<u>モデル</u>工事の実施にあたって、特記仕様書にモデル工事の対象である旨を明示(別紙1参照)するものとする。</p> <p><u>3</u> <u>受注者希望型の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」(別紙2参照)により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。</u></p> <p><u>4</u> 受注者は、施工計画書の提出時に<u>モデル</u>工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議するものとする。</p> <p><u>5</u> 受注者は、<u>モデル</u>工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。(別紙3参照)</p> <p><u>6</u> <u>受注者は、下請企業を含む現場の全ての労働者に対して、休工日には事務作業や他現場での作業を行わないよう要請するものとする。</u></p> <p><u>7</u> 受注者は、第4条第2項の規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に確認票等の書面(情報共有システム又は電子メールを含む。)で提出するものとする。</p> <p><u>8</u> 受注者は、第4条第3項の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに確認票等の書面(情報共有システム又は電子メールを含む。)により発注者に報告するものとする。</p> <p><u>9</u> 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。</p>
--	---

<p><u>証明する方法を具体的に記載する。</u></p> <p><u>イ 受注者は、技術者及び技能労働者が休日を確保したことが確認できるように工事日誌等と併せて技術者及び技能労働者ごとの休日が確認できる資料（別紙5参照）を作成し、発注者に提出するものとする。</u></p> <p><u>ウ 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。</u></p> <p>(経費の負担)</p> <p>第6条 <u>対象工事</u>にあつては、別紙4に掲げる4週8休の補正を行ったうえで発注するものとし、施工後に達成状況を確認し、4週8休に満たない場合<u>及び交替制モデル工事に変更となった場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。</u></p> <p><u>2 対象工事ごとの実施方法については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 2日制モデル工事</u></p> <p><u>対象期間の現場閉所日数の割合（現場閉所率）を確認し、4週8休（28.5％）に満たないものは、経費等の補正を行わない。</u></p> <p><u>(2) 交替制モデル工事</u></p> <p><u>対象期間に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数日の割合（休日率）を確認し、4週8休（28.5％）に満たないものは、経費等の補正を行わない。</u></p> <p><u>3 祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休工日とした場合についても、現場閉所率又は休日率に含めるものとする。</u></p> <p>(工事成績評定)</p> <p>第7条 <u>対象</u>工事のうち4週8休を達成した工事については、「創意工夫」の「その他」項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても減点は行わない。</p> <p>(アンケート調査等)</p> <p>第8条 発注者が<u>対象</u>工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 <u>対象</u>工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p>	<p>10 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第6条 <u>発注者指定型</u>にあつては、別紙4に掲げる4週8休の補正を行った上で発注するものとし、施工後に<u>現場閉所</u>の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。</p> <p><u>2 受注者希望型にあつては、施工後、現場の閉所状況に応じ、別紙4に掲げる補正分を増額して契約変更を行うものとする。ただし、工事着手前にモデル工事に係る協議が整わなかったものは、対象としない。</u></p> <p><u>なお、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。</u></p> <p>(工事成績評定)</p> <p>第7条 <u>モデル</u>工事のうち4週8休を達成した工事については、「創意工夫」の「その他」項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても減点は行わない。</p> <p>(アンケート調査等)</p> <p>第8条 発注者が対<u>モデル</u>工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 <u>モデル</u>工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p>
---	--

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。